

## 派遣先事業主の皆さまへ

# 派遣元事業所を確認しましょう！

平成 27 年 9 月 30 日の改正労働者派遣法により、特定労働者派遣事業主は、経過措置対象期間を超えて労働者派遣事業を行うことができません。（※1）

このため、経過措置期間の後も労働者派遣事業を営む派遣元事業主は、「労働者派遣事業」の許可を要します。

**特定労働者派遣事業主から平成 30 年 9 月 30 日以降に労働者派遣の受入れをすることは違法です。**

※1 特定労働者派遣事業主が平成 30 年 9 月 29 日までに厚生労働大臣に派遣元事業主が労働者派遣事業の許可の申請をした場合において、平成 30 年 9 月 30 日を過ぎてもその申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き常時雇用される労働者のみを派遣する労働者派遣事業を行うことができます。

**特定労働者派遣事業は平成 30 年 9 月 29 日まで！**

労働者派遣契約の前に**人材サービス総合サイト**で、許可・届出のある**「事業所」**であるか確認をお願いします！（※2）

労働者派遣をする**「事業所」**は、派遣労働者に対し、就業条件の明示、派遣労働者に係る労働契約の締結若しくは派遣労働者となる者の登録、派遣労働者に係る雇用管理の実施等の事務の処理機能を有するものであり、事業所毎に労働者派遣事業許可を要します。

このため、例えば本社のみが許可事業所である場合、**支店や営業所等が許可なく、派遣労働者の登録や派遣労働者の雇用管理、また苦情対応等を行うなどしている場合は実質的に労働者派遣事業を行っている」とみなされ、労働者派遣法違反が疑われ、派遣元・先事業者ともに是正指導対象となる場合があります。**

※2 許可間もない事業所については人材サービス総合サイトへの反映に時間を要する場合があります。直接労働局職業安定部需給調整事業課へお問い合わせください。

～お問い合わせは～



北海道労働局 職業安定部 需給調整事業課まで

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第一合同庁舎 3 階

TEL 011-709-2311（内線 3661）